

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和 5 年（ネ）第 3500 号
事 件 名	国家賠償請求控訴事件
判決年月日	令和 5 年 12 月 13 日
判 示 事 項	告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、法律上保護された利益か（消極）
判 決 要 旨	告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、被害者参加制度、損害賠償命令制度等の犯罪の被害者のための各種制度が設けられるに至っていることを踏まえても、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではない。
事案の概要	本件は、X が、犯罪構成要件に係る具体的な事実を記載した告訴状（以下「本件告訴状」という。）を添付書面とともに検察庁に送付したにもかかわらず、同検察庁の担当検察官が、告訴事実の特定が十分ではないとして本件告訴状を受理せずに返戻し、本件告訴状に基づいて捜査を開始しなかったことは違法である等と主張して、国に対し、国家賠償法 1 条 1 項又は同法 4 条及び民法 709 条に基づき慰謝料等の支払を求めた事案である。
訟 務 月 報	70 卷 7 号